

## 長野県がん検診検討委員会開催要綱

### (目 的)

**第1条** がん検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的な見地意見を聴くため、長野県がん検診検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

なお、委員会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

**2** 委員会は、「健康診査管理指導等事業実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知）の別添「健康診査管理指導等事業実施のための指針」第3の1に規定する生活習慣病検診等管理指導協議会及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健発0331058号厚生労働省健康局長通知）の別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」第3の1の(2)③に規定するがんに関する部会とする。

### (会議事項)

**第2条** 県は、次の各号に掲げる事項について意見を聴くものとする。

- (1) 市町村、検診実施機関におけるがん検診の在り方及び指導方法に関すること。
- (2) 市町村、検診実施機関におけるがん検診の精度管理の在り方に関すること。
- (3) その他、がん検診の推進に必要な事項に関すること。

### (構 成)

**第3条** 委員会は、15人以内で構成する。

**2** 委員会に属すべき構成員は、次の各号に掲げる者のうちから県が依頼する。

- (1) 一般社団法人長野県医師会の代表者
- (2) がん検診実施機関の代表者
- (3) がん検診に係わる者
- (4) 関係行政機関の代表者

### (開催時期)

**第4条** 会議は、令和2年8月31日までの間、開催するものとする。

### (座 長)

**第5条** 委員会に座長を置く。

### (その他)

**第6条** この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年10月29日から施行する。